

監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（保育園現地監査）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成20年9月1日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸
同	高	野	新

記

1 監査の実施日

平成20年7月29日（火）午前9時30分～

西浦児童館、東郷保育園、中央児童クラブ

2 監査の対象

各保育園における平成19年度の消耗品の購入状況、備品の管理状況、保育教材等の管理状況、現金の取扱い状況

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各保育園での現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各保育園における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次のとおり一部不適正な事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

(1) 消耗品の購入状況について

消耗品の納品書及び請求書について、日付がないものや明確でないと思われるものが見受けられた、納品書には必ず日付及び品名等内容と現物を確認し検収者を明確にされたい。

(2) 現金の取扱い状況について

- ① 集金袋に年度の記載のないものや変更されているのに印字された数字のまま運用しているものが見られた。
- ② 保育料の滞納はなかった。また、保護者会等の会費の授受については、必ず適正な領収書を受領すること。

(3) 備品の管理状況について

- ① 備品の所在・数量等についての的確に管理ができるよう、備品台帳及び備品表示票の整備をされたい。

また、寄贈遊具（中古品）等についても、主管課に報告をおこなうとともに適正な管理に務められたい。

- ② 納品書には、必ず受領日及び受領者印を押印し備品の確認を明確にされたい。